

社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う対応について

1. 平成29年3月までに対応すべき事項

※斜体は、所轄庁に関する事項

(1) 定款の変更及び新評議員の選任

- 社会福祉法人において、新評議員の選任方法等に関する定款変更を行い、所轄庁による認可を受ける。
当該認可後、評議員選任・解任委員会の開催等により、新評議員を選任する。

(2) 会計監査人候補者の選定

- 会計監査人の設置義務法人（平成29年度は、平成28年度の収益が30億円又は負債が60億円を超える法人）となることを見込まれる法人は、
 - ① 平成29年5～6月頃の定時評議員会で会計監査人を選任するため、会計監査人候補者を選定するとともに、
 - ② 会計監査人候補者による予備調査を実施し、平成29年度以降の会計監査に備える。

(3) 社会福祉充実財産（社会福祉充実残額）の試算等

- 平成28年度の決算見込みに基づき、社会福祉法人において、社会福祉充実財産（社会福祉充実残額）を試算する。
- 社会福祉充実財産（社会福祉充実残額）がある法人は、当該財産を既存事業の拡充や新たな取り組みに充てるため、社会福祉充実計画案の検討及び作成を行う。

2. 平成29年4月以降に対応すべき事項

(1) (旧役員による) 理事会の開催

- 社会福祉法人において、旧役員による理事会を開催し、平成28年度決算の承認、新役員候補者の選任等を行う。

(2) 社会福祉充実計画の作成等

- 社会福祉充実財産（社会福祉充実残額）を算定し、当該財産がある社会福祉法人は、社会福祉充実計画を作成する。
※ 計画の作成に当たっては、公認会計士・税理士等による確認（地域公益事業を行う場合は、併せて地域協議会からの意見聴取）が必要。

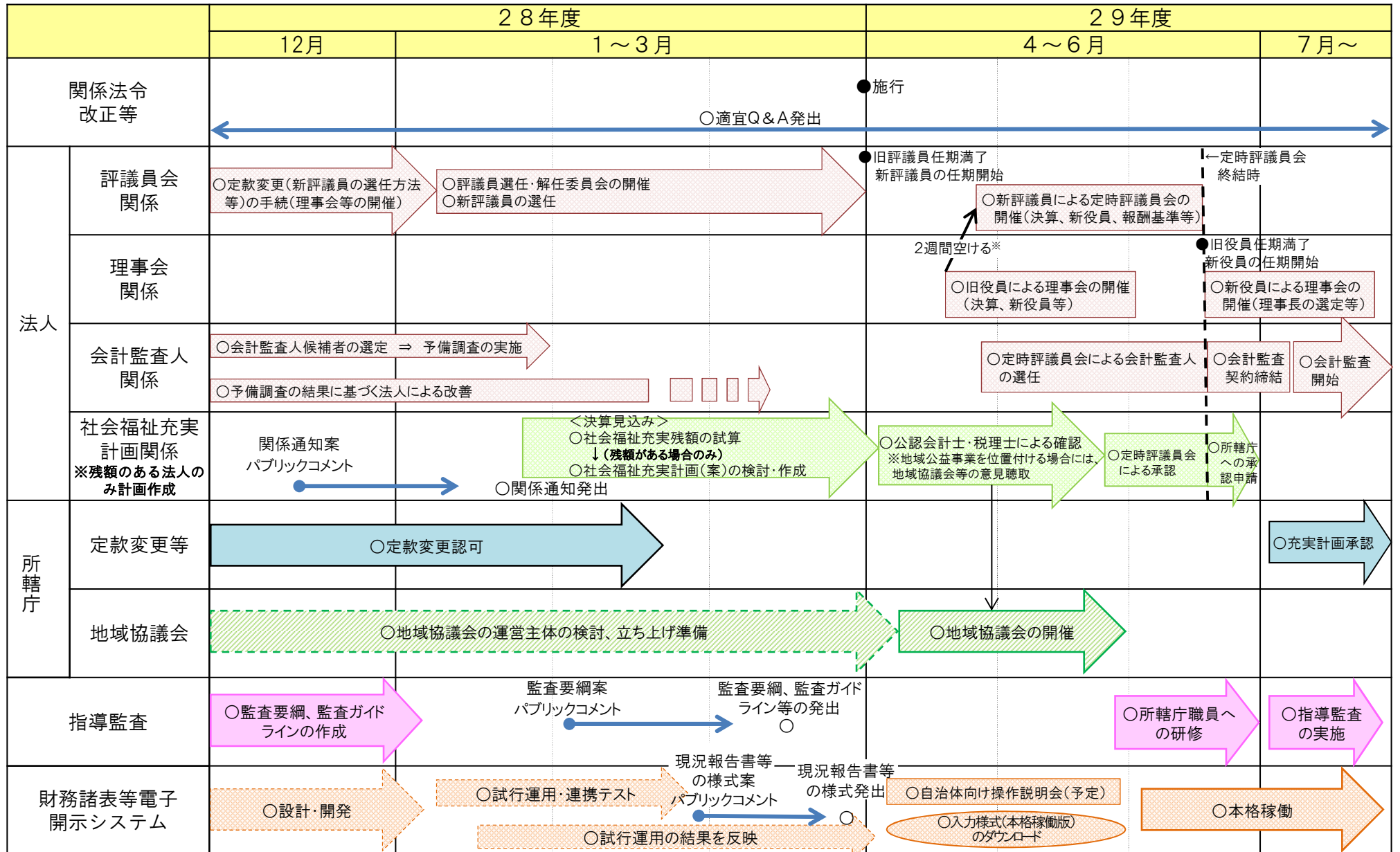
(3) 定時評議員会の開催

- 社会福祉法人において、決算の承認のほか、新役員・会計監査人の選任、役員報酬等基準、社会福祉充実計画の承認等を行う。

(4) 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムの本格稼働

- 現況報告書等の公表資料につき、システムに入力し、所轄庁に届出をする。（所轄庁が確認の上、都道府県を通じ、国に提供する。）

社会福祉法人改革の施行スケジュールについて



※ 計算書類等を定時評議員会の日の2週間前から備え置くことが必要なため、決算承認理事会と定時評議員会は、2週間空けて開催することが必要がある。